**＊「令和４年度 ふれあい創作活動」(ご利用者用)の改定内容は以下のとおりです＊**

① ご利用回数について

年６回までです。※７回目以降もご利用が可能ですが、謝礼金等ご負担金額が異なります。

**◎改定前→年３回まで　　　◎改定後→年６回まで**

② 謝礼金について

当日指導者の方に利用者負担金３００円お支払いいただきます。

※７回目以降については指導者の謝礼等全額が利用者のご負担となります。

**◎６回までは利用者負担金の金額は変更ありませんが、**

**令和４年度より利用者の方が７回目以降もご希望の場合は、**

**指導者の謝礼等全額が利用者のご負担となります。**